



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ジモティー
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 貴博
(コード番号：7082 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 コーポレート担当 堀 直之
(TEL. 03-6630-2450)

会 社 名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 高橋 誉則

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社による
株式会社ジモティー（証券コード：7082）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、本日、株式会社ジモティーの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（公開買付者）が、株式会社ジモティー（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年5月15日付「株式会社ジモティー（証券コード：7082）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各位

会社名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 高橋 誉則

株式会社ジモティー（証券コード：7082）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び公開買付者の定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる2026年5月15日付の書面決議により、①株式会社東京証券取引所グロース市場に上場している株式会社ジモティー（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。また、対象者株式及び本新株予約権を総称して、以下「対象者株券等」といいます。）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者が、本公開買付けにより、対象者株券等の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者のみにするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）による対象者の完全子会社化の完了後に、③法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けることを条件として、公開買付者が所有する対象者株式の一部を対象者の主要株主であり第3位株主（2025年12月31日現在。以下、株主順位の記載について同じです。）かつ対象者の代表取締役社長である加藤貴博氏（所有する対象者株式の数：992,000株、所有する本新株予約権の数：136個（その目的となる対象者株式の数：27,200株）、合計：1,019,200株、所有割合（注1）：10.36%）（以下「加藤氏」といいます。）に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）により、最終的に対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決定いたしました。

なお、本日現在において、本株式譲渡について、加藤氏との間では、本スクイーズアウト手続による対象者の完全子会社化の完了及び法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けることを条件として本株式譲渡を実行する予定であること、及び本株式譲渡の対価は、対象者株式1株につき、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額である1,420円（但し、対象者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額）とするのみを合意しており、本株式譲渡の対象となる対象者株式の数その他の詳細は本株式譲渡の対価を除き未定です。また、本取引において、公開買付者は対象者の役員ではなく、また、公開買付者は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者ではないことから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）には該当しません。

また、本スクイーズアウト手続の詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が2026年5月18日に提出する公開買付け届出書（以下「本公開買付け届出書」といいます。）の「第1 公開買付け要項」の「4 買付け等の目的」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」を、本株式譲渡の詳細につきましては、本公開買付け届出書の「第1 公開買付け要項」の「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」及び「(7) その他公開買付けに関する重要な事項」を、それぞれご参照ください。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2026年5月15日に公表した「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（9,970,826株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（215,854株）を控除し、対象者から同日現在残存するものと報告を受けた本新株

予約権（425 個）の目的となる対象者株式の数（85,000 株）を加算した株式数（9,839,972 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数は、200 株です。

（注 2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026 年 5 月 15 日付で、加藤氏との間で、加藤氏が所有する対象者株式 992,000 株（所有割合：10.08%）及び本新株予約権 136 個（その目的となる対象者株式の数：27,200 株、所有割合：0.28%）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）（以下「本応募対象株式等（加藤氏）」といいます。）について本公開買付けへ応募する旨及び本株式譲渡（注 3）について合意する旨の契約（以下「本応募契約（加藤氏）」といいます。）を締結しております。なお、加藤氏は、2026 年 5 月 15 日現在、その所有する対象者株式 992,000 株（所有割合：10.08%）のうち 710,000 株（所有割合：7.22%）（以下、当該株式を「本質権設定株式」といいます。）について大和証券株式会社のために質権を設定している（以下、当該質権を「本質権」といいます。）とのことですが、加藤氏は、本応募対象株式等（加藤氏）（但し、本質権設定株式については、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに本質権を解除することができた場合に限り）について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。公開買付者は、本応募契約（加藤氏）において、加藤氏との間で、加藤氏が本質権設定株式を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付けが成立した場合には、加藤氏が、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的とする対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成することを含め、本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨も合意しております。

（注 3）本株式譲渡は、加藤氏が対象者株式の所有を通じて、対象者株式の非公開化後に対象者に関することを目的として実施されるものであり、加藤氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであること、及び、本株式譲渡の対価は、対象者株式 1 株につき、本公開買付価格と同額である 1,420 円（但し、対象者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額）とすることを加藤氏との間で合意していることから、本株式譲渡は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えております。

加えて、公開買付者は、2026 年 5 月 15 日付で、(i) 対象者の主要株主であり筆頭株主である株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 1,846,316 株（所有割合：18.76%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（NTT ドコモ）」といいます。）を、(ii) 対象者の主要株主であり第 2 位株主である株式会社 プロトコーポレーション（以下、加藤氏及び NTT ドコモと総称して「本応募株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 1,219,512 株（所有割合：12.39%）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約（以下「本応募契約（プロトコーポレーション）」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、公開買付者が、本応募株主との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式の数の合計は 4,057,828 株（加藤氏が所有する本新株予約権 136 個（その目的となる対象者株式の数：27,200 株）を含めた所有割合：41.51%）です。本応募契約（加藤氏）、本応募契約（NTT ドコモ）及び本応募契約（プロトコーポレーション）の詳細については、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社ジモティー

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

2021年4月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月30日から2031年4月29日まで）

(3) 買付け等の期間

2026年5月18日（月曜日）から2026年6月29日（月曜日）まで（31営業日）

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金1,420円
- ② 本新株予約権1個につき、金63,000円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,839,972 (株)	6,560,000 (株)	— (株)
合計	9,839,972 (株)	6,560,000 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（6,560,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,560,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（6,560,000株）については、本基準株式数（9,839,972株）に係る議決権の数（98,399個）に3分の2を乗じた数（65,600個）（小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,560,000株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。また、公開買付者は、加藤氏との間で、加藤氏が本スクイーズアウト手続に関する協力を行う旨を合意しているため、加藤氏が、本質権設定株式（710,000株、所有割合：7.22%）について、本公開買付けに応募しないことが確定した場合には、本質権設定株式の数だけ、公開買付期間中に買付予定数の下限を引き下げる可能性があります。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（9,839,972株）を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（9,839,972株）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 決済の開始日

2026年7月6日(月曜日)

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年5月18日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。